軽自動車税のＱ＆Ａ

Q1　昨年バイクが壊れて、もう乗っていないのですが？

A1　軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者に課税されます。バイクを処分したら、４月１日までに手続きをしないと、あなたに課税されることになります。

Q2　友達に譲ったから、私はもう乗ってないのですが？

A2　名義変更の手続きをしてください。手続きをしないと、いつまでもあなたに軽自動車税が課税されます。

Q3　昨年原付を盗まれたので、警察で手続きをしたのに、どうして今年も納税通知書がくるの？

A3　警察に盗難届を出しても、廃車の手続きにはなりません。盗難届受理票をもって、三木市役所で手続きをしてください。

Q4　昨年神戸市に引越して住民票を移したのに、なぜ三木市から納税通知書がくるの？

A4　住民票を移しても、登録票や検査証の住所は変わりません。下記の手続場所で住所変更の手続きをしてください。

（手続場所）　・125cc 以下の原付・小型特殊自動車
三木市役所、三木市吉川支所または現住所地の市(区）役所

・126cc 以上の二輪　　**神戸運輸監理部兵庫陸運部**
神戸市東灘区魚崎浜町 34-2　TEL(050)5540-2066

・四輪の軽自動車　　**軽自動車検査協会兵庫事務所**
神戸市東灘区御影本町１丁目 5-5　TEL(050)3816-1847